

# 兵庫県公報

平成29年3月31日 金曜日 第2887号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 昭和59年兵庫県告示第1017号（職員会館の使用料）の一部改正（職員課）	3
○ 介護保険法に規定する指定情報公表センターの指定（介護保険課）	6
○ 技能検定試験手数料の免除（能力開発課）	6
○ 昭和45年兵庫県告示第451号（農業振興地域の指定）の一部改正（総合農政課）	7
○ 昭和45年兵庫県告示第1638号（農業振興地域の指定）の一部改正（同）	7
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	7
○ 神戸国際港都建設道路事業の認可（道路街路課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 道路法に基づく県道管理の協議に係る同意（道路保全課）	10
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	11
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	11
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 平成23年兵庫県告示第803号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	13
○ 平成21年兵庫県告示第967号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	13
○ 平成23年兵庫県告示第213号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	13
○ 平成22年兵庫県告示第51号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	14
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	14
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	23
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	27
○ 兵庫県土地利用基本計画の変更（同）	28
○ 景観形成重要建造物等の指定（同）	28
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（淡路県民局）	28
○ 同 上（同）	29
○ 同 上（同）	29
○ 同 上（同）	29
○ 同 上（同）	30
○ 同 上（同）	30
○ 同 上（同）	30
○ 同 上（同）	30
○ 同 上（同）	31
○ 同 上（同）	31
○ 同 上（同）	31
○ 同 上（同）	32
○ 同 上（同）	32
○ 同 上（同）	32
○ 同 上（同）	33

## 公 告

○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	33
<b>病院局管理規程</b>	
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	33
○ 病院局地方機関処務規程の一部を改正する管理規程	34
○ 病院局中播磨及び西播磨地域医師修学資金貸与規程	34
<b>病院局告示</b>	
○ 公印の廃止及び新調	36
<b>病院局公告</b>	
○ 落札者等の公示	37
○ 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施（県立加古川医療センター）	37
<b>県議会告示</b>	
○ 兵庫県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程	40
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 政治団体から提出された平成24年分の収支報告書の要旨	41
○ 政治団体から提出された平成25年分の収支報告書の要旨	41
○ 政治団体から提出された平成26年分の収支報告書の要旨	42
○ 政治団体から提出された平成27年分の収支報告書の要旨	44
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の解散に係る収支報告書の要旨	49
<b>人事委員会規則</b>	
○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	63
<b>教育委員会規則</b>	
○ 兵庫県立美術館管理規則等の一部を改正する規則	64
○ 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	65
○ 指導力向上を要する教員の認定等の手続に関する規則の一部を改正する規則	66
<b>教育委員会公告</b>	
○ 落札者等の公示（兵庫県立図書館）	66
<b>公安委員会規則</b>	
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	66
<b>公安委員会告示</b>	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	67
○ 指定講習機関の特定講習の廃止	69

### 公布された法令のあらまし

- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第3号）  
任命権者から、新たに職員を派遣する予定の団体がある旨報告があったこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県立美術館管理規則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第4号）  
次に掲げる規則に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。
  - 1 兵庫県立美術館管理規則
  - 2 兵庫県立歴史博物館管理規則
  - 3 兵庫県立人と自然の博物館管理規則
  - 4 兵庫県立奥猪名健康の郷管理規則
  - 5 兵庫県立南但馬自然学校管理規則
  - 6 兵庫県立考古博物館管理規則
  - 7 兵庫県立体育施設管理規則
- 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第5号）  
へき地手当の対象となる学校の統廃合に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 指導力向上を要する教員の認定等の手続に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第6号）  
教育公務員特例法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

●兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第4号）

通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を新たに指定することに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第351号

昭和59年兵庫県告示1017号（職員会館の使用料）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

職員会館と職員福利センターの表を次のように改める。

職員会館

施 設 名	使 用 料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
特別会議室	円 17,700	円 23,500	円 17,700	円 41,100	円 41,100	円 58,800
ホ ー ル	11,000	14,300	11,000	25,300	25,300	36,300
サークル室 203	3,500	4,500	3,500	8,000	8,000	11,500
同 204	2,900	4,000	2,900	6,900	6,900	9,800
同 205	2,900	4,000	2,900	6,900	6,900	9,800
同 206	2,900	4,000	2,900	6,900	6,900	9,800
同 502	2,800	3,500	2,800	6,300	6,300	9,100
和 室 207	3,100	4,400	3,100	7,500	7,500	10,600
同 208	2,900	3,600	2,900	6,500	6,500	9,400
同 209	1,600	2,200	1,600	3,800	3,800	5,500
茶 室	8,100	10,700	8,100	18,800	18,800	26,900
武 道 館	1,700	3,000	1,700	4,700	4,700	6,500
体 育 館	4,100	5,500	4,100	9,600	9,600	13,700
トレーニング室	1人1回 400円					
駐 車 場	30分につき 200円 月 極 36,000円 30分未満は30分とする。					

付属設備

品名	単位	使用料
ピアノ	1回	円 3,300

エレクトーン	1回	3,300
カラオケ	1回	3,100

## 加古川職員福利センター

施設名	使用料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
多目的室 1	円 1,200	円 1,600	円 1,200	円 2,900	円 2,900	円 4,100
同 2	1,200	1,600	1,200	2,900	2,900	4,100
サークル室 1	1,300	1,700	1,300	3,100	3,100	4,400
同 2	1,200	1,600	1,200	2,900	2,900	4,100
和室 1	400	600	400	1,000	1,000	1,400
同 2	400	600	400	1,000	1,000	1,400
トレーニング室	1人1回 200円					

## 姫路職員福利センター

施設名	使用料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
多目的ホール	円 4,100	円 5,600	円 4,100	円 9,700	円 9,700	円 13,800
サークル室	1,200	1,700	1,200	3,000	3,000	4,200
視聴覚室	2,900	3,900	2,900	6,800	6,800	9,700
和室 1	500	700	500	1,200	1,200	1,700
同 2	500	700	500	1,200	1,200	1,700
トレーニング室	1人1回 300円					

## 西播磨職員福利センター

施設名	使用料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
サークル室 1	円 1,200	円 1,600	円 1,200	円 2,900	円 2,900	円 4,100
同 2	1,200	1,600	1,200	2,900	2,900	4,100
和室	600	800	600	1,400	1,400	2,100

トレーニング室	1人1回	200円
---------	------	------

## 豊岡職員福利センター

施 設 名	使 用 料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
多目的ホール	円 1,600	円 2,300	円 1,600	円 3,900	円 3,900	円 5,600
サークル室1	700	900	700	1,600	1,600	2,400
同 2	1,000	1,300	1,000	2,400	2,400	3,400
和 室 1	300	400	300	700	700	1,000
同 2	400	600	400	1,000	1,000	1,400
トレーニング室	1人1回 200円					

## 柏原職員福利センター

施 設 名	使 用 料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
多目的ホール	円 1,300	円 1,900	円 1,300	円 3,200	円 3,200	円 4,500
サークル室1	1,100	1,500	1,100	2,700	2,700	3,800
同 2	1,200	1,600	1,200	2,900	2,900	4,100
和 室 1	400	600	400	1,000	1,000	1,400
同 2	400	600	400	1,000	1,000	1,400
トレーニング室	1人1回 200円					

## 洲本職員福利センター

施 設 名	使 用 料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
多目的ホール1	円 1,600	円 2,200	円 1,600	円 3,800	円 3,800	円 5,400
同 2	1,700	2,400	1,700	4,100	4,100	5,800
サークル室1	1,300	1,900	1,300	3,200	3,200	4,500
同 2	1,600	2,200	1,600	3,800	3,800	5,400
和 室 1	400	600	400	1,000	1,000	1,400

同	2	300	400	300	700	700	1,000
トレーニング室		1人1回 200円					



**兵庫県告示第352号**

介護保険法（平成4年法律第123号）第115条の42第1項に規定する指定情報公表センターとして、次のとおり指定した。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定情報公表センターの名称	指定情報公表センターの住所	公表事務を行う事務所の所在地
兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会	神戸市西区曙町1070 (兵庫県立総合リハビリテーションセンター内)	同左



**兵庫県告示第353号**

1 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）第3条の規定により、次の表の左欄に掲げる者に係る同条例別表第3の26の部(4)の款に規定する技能検定試験手数料については、同表の右欄に定める額を免除するものとする。

2 この告示は、平成29年10月1日以降に実施する職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第46条第2項に規定する技能検定試験から適用する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

技能検定試験手数料の一部を免除する者	免除する額
(1) 2級又は3級の技能検定（法第44条第1項に規定する技能検定をいう。以下同じ。）の実技試験を受けようとする者であって、実技試験実施日が属する年度の4月1日（以下「基準日」という。）において35歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者並びに下記(2)及び(3)に掲げる者を除く。）	1職種につき9,000円
(2) 3級の技能検定の実技試験（機械検査及び婦人子供服に係るものに限る。）を受けようとする在校生であって、基準日において35歳未満のもの	1職種につき7,000円
(3) 3級の技能検定の実技試験（和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図に係るものに限る。）を受けようとする在校生であって、基準日において35歳未満のもの	1職種につき5,800円

備考 この表において「在校生」とは、次に掲げる者（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。

- (1) 法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設又は法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学の訓練生（短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）
- (2) 法第24条第3項に規定する認定職業訓練の訓練生（就業している者及び短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種

学校の在校生

(4) その他知事が認める者



**兵庫県告示第354号**

昭和45年兵庫県告示第451号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

福崎町に係る部分中 2 を次のように改める。

2 現況山林の区域であって、次の図面の黄緑色で着色した部分に該当するものの区域



**兵庫県告示第355号**

昭和45年兵庫県告示第1638号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び北播磨県民局加東農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本文中小野農業振興地域図の一部を改める。



**兵庫県告示第356号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第 5 条第 1 項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号  
所長 平松 知 雄
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設
能 力	190枚／日	1式／日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後 7 日	着手後 3 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左
使用時間の季節的変動の概要	な し	同 左

	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	2～6	2	1～7
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)		10以下	10	10以下	10
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)		10以下	10	120以下	120
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)		40以下	40	30以下	30
磷 含 有 量 (単位 mg/L)		8,702以下	8,702	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)		1以下	1	1以下	1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0.43	0.43	0.1	0.1

備考 特定施設から発生する汚水は、公共下水道へ放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年 3月31日から同年 4月21日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



**兵庫県告示第357号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3. 4. 31号神戸三田線（日下部）
- 3 事業施行期間  
平成29年 3月31日から平成33年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
神戸市北区道場町日下部字中溝、字小深田、字町裡、字臂屋筋、字中ノ町東及び字愛宕南、並びに同町塩田字上川西
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第358号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年 3月31日



兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3. 4. 40号有野線
- 3 事業施行期間  
平成29年 3月31日から平成33年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
神戸市北区有野町有野字五社及び字宮ノ下
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第359号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、都市計画法第62条第1項の規定により告示する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3. 5. 20号御影山手線
- 3 事業施行期間  
平成元年 9月16日から平成36年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第360号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、都市計画法第62条第1項の規定により告示する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3. 3. 46号弓場線
- 3 事業施行期間  
平成 7年 3月31日から平成36年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第361号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、都市計画法第62条第1項の規定により告示する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3. 5. 84号横尾妙法寺線
- 3 事業施行期間  
昭和48年 7月27日から平成35年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第362号**

道路法（昭和27年法律第180号）第17条第2項の規定により、明石市から協議があった県道の管理について、次のとおり同意した。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	区 間	管理者	同 意 年月日	管理開始 年月日
県道 明 石 高 砂 線	明石市本町1丁目2番38地先から 同 市本町2丁目9番21地先まで	明石市	平成29年 3月8日	平成29年 4月1日



**兵庫県告示第363号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 4月1日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年 3月31日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 6 号	豊岡市但東町畑字大野山222番9から 同 市但東町畑字大野山223番21まで	旧	8.0から 37.0まで	1,025.0	
		新	18.0から 86.0まで	913.0	



**兵庫県告示第364号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年3月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年3月31日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成29年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 香美久美浜線	豊岡市小島字外濱846番1から 同 市気比字絹巻3751番4まで	旧	10.0から 74.0まで	778.0	
		新	10.0から 69.0まで	776.0	



**兵庫県告示第365号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年3月31日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年3月31日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成29年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 6 号	丹波市柏原町下小倉字棚田284番9から 同 市柏原町上小倉字円成寺1280番1まで	旧	10.0から 27.0まで	532.0	
		新	11.0から 44.0まで	532.0	



**兵庫県告示第366号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年3月31日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年3月31日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成29年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 下立杭柏原線	丹波市柏原町下小倉字茶屋ノ下398番から 同 市柏原町下小倉字茶屋ノ下398番まで	旧	8.0から 10.0まで	45.0	
		新	8.0から 8.0まで	16.0	



**兵庫県告示第367号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
右支溪(4) I (201070054)	神戸市北区有野町唐櫃（別図1のとおり）	土石流

（別図1は省略し、この図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第368号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
今田(2) (122040055)	篠山市今田町今田（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、この図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第369号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
尾端(2) (124060132)	丹波市市島町上鴨阪（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩倉谷川(1) (224060093)	丹波市市島町中竹田（別図2のとおり）	土石流
新道具谷川 (224060094)	丹波市市島町中竹田（別図3のとおり）	土石流
岩倉谷川(2) (224060095)	丹波市市島町中竹田（別図4のとおり）	土石流
友政谷川 (224060096)	丹波市市島町中竹田（別図5のとおり）	土石流

堀壁川 (224060097)	丹波市市島町中竹田 (別図6のとおり)	土石流
下竹田表川 (224060098)	丹波市市島町下竹田 (別図7のとおり)	土石流
大杉谷川 (224060099)	丹波市市島町徳尾 (別図8のとおり)	土石流
清水川 (224060100)	丹波市市島町上鴨阪 (別図9のとおり)	土石流
徳尾谷上川 (224060101)	丹波市市島町上鴨阪 (別図10のとおり)	土石流
浄光庵谷川 (224060102)	丹波市市島町上竹田 (別図11のとおり)	土石流
天神ヶ峯谷川 (224060103)	丹波市市島町白毫寺 (別図12のとおり)	土石流
鴨内川 (224020131)	丹波市氷上町鴨内 (別図13のとおり)	土石流

(別図1から別図13までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第370号**

平成23年兵庫県告示第803号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

なお、この図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

多聞寺川 I (201070128) の項中別図594を改める。



**兵庫県告示第371号**

平成21年兵庫県告示第967号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び猪名川町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

銀山新町(4)Ⅱ(130000156)の項中別図252、銀山大口(2)Ⅲ(130000165)の項中別図261、蔭ヶ谷Ⅲ(130000201)の項中別図327、猪淵Ⅰ(130000213)の項中別図353、銀山谷1Ⅱ(230000099)の項中別図267、銀山谷2Ⅱ(230000100)の項中別図268、柏梨田南谷Ⅰ(230000139)の項中別図350、高塚山西谷Ⅱ(230000140)の項中別図351、肝川支川Ⅱ(230000142)の項中別図370を改める。



**兵庫県告示第372号**

平成23年兵庫県告示第213号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

室尾(1)Ⅱ(126020036)の項中別図36、宮Ⅰ(226020043)の項中別図172を改める。



**兵庫県告示第373号**

平成22年兵庫県告示第51号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

なお、この図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

黒石谷Ⅰ(222040020)の項中別図72を改める。



**兵庫県告示第374号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
唐櫃(1)Ⅰ (101070185)	神戸市北区有野町唐櫃(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
唐櫃(5)Ⅰ (101070189)	神戸市北区有野町唐櫃(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
奥西谷Ⅰ (101070191)	神戸市北区有野町唐櫃(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
鎌ヶ谷(1)Ⅰ (101070192)	神戸市北区有野町唐櫃(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
鎌ヶ谷(2)Ⅰ (101070193)	神戸市北区有野町唐櫃(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
鎌ヶ谷(3)Ⅰ (101070194)	神戸市北区有野町唐櫃(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
唐櫃台Ⅰ (101070195)	神戸市北区唐櫃台3丁目(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
奥西谷Ⅰ (101070210)	神戸市北区有野町唐櫃(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
唐櫃(3)Ⅱ (101070225)	神戸市北区有野町唐櫃(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
唐櫃(4)Ⅱ (101070226)	神戸市北区有野町唐櫃(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
唐櫃(6)Ⅱ (101070228)	神戸市北区有野町唐櫃(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり

唐櫃(9)Ⅱ (101070231)	神戸市北区有野町唐櫃(別図12のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
唐櫃(4)Ⅲ (101070328)	神戸市北区有野町唐櫃(別図13のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
東大池Ⅰ (101070329)	神戸市北区東大池2丁目(別図14の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
大池Ⅰ (101070331)	神戸市北区山田町上谷上(別図15の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
上谷上Ⅰ (101070332)	神戸市北区山田町上谷上(別図16の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
幸陽町(2)Ⅰ (101070334)	神戸市北区幸陽町2丁目(別図17の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
花山団地(1)Ⅰ (101070336)	神戸市北区花山台(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
花山団地(2)Ⅰ (101070337)	神戸市北区花山台(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
花山団地(3)Ⅰ (101070338)	神戸市北区花山台(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
西大池(2)Ⅰ (101070377)	神戸市北区西大池1丁目(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
上谷上(1)Ⅱ (101070380)	神戸市北区山田町上谷上(別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
上谷上Ⅱ (101070424)	神戸市北区山田町上谷上(別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
上谷上Ⅲ (101070426)	神戸市北区山田町上谷上(別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
左支溪(1)Ⅱ (201070075)	神戸市北区有野町唐櫃(別図25のと おり)	土石流	別図25のとおり
鎌ヶ谷川左支溪Ⅰ (201070126)	神戸市北区有野町唐櫃(別図26のと おり)	土石流	別図26のとおり
奥西谷Ⅰ (201070127)	神戸市北区有野町唐櫃(別図27のと おり)	土石流	別図27のとおり
左支溪2号谷Ⅲ (201070162)	神戸市北区有野町唐櫃(別図28のと おり)	土石流	別図28のとおり
花山川Ⅰ (201070178)	神戸市北区山田町上谷上(別図29の とおり)	土石流	別図29のとおり
木戸Ⅰ (201070179)	神戸市北区山田町上谷上(別図30の とおり)	土石流	別図30のとおり
宮ノ谷川Ⅰ (201070181)	神戸市北区山田町上谷上(別図31の とおり)	土石流	別図31のとおり

中ノ手川 I (201070182)	神戸市北区山田町上谷上 (別図32のとおり)	土石流	別図32のとおり
大池川右支溪(3) II (201070202)	神戸市北区山田町上谷上 (別図33のとおり)	土石流	別図33のとおり

(別図 1 から別図33までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第375号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上山口 I (105000093)	西宮市山口町上山口 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
中野(2) I (105000094)	西宮市山口町中野 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
金仙寺 II (105000096)	西宮市山口町中野 (別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
中野(3) I (105000097)	西宮市山口町中野 (別図 4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
中野(4) I (105000098)	西宮市山口町香花園 (別図 5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
中野 II (105000099)	西宮市山口町香花園 (別図 6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
金仙寺(1) II (105000169)	西宮市山口町金仙寺 (別図 7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
金仙寺(2) II (105000170)	西宮市山口町上山口 (別図 8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
下山口(12) II (105000174)	西宮市山口町下山口 3 丁目 (別図 9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
下山口(14) II (105000176)	西宮市山口町下山口 3 丁目 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
名来(3) I (105000179)	西宮市山口町名来 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
名来(4) II (105000180)	西宮市山口町名来 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり



名来(5)Ⅱ (105000181)	西宮市山口町名来(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
下山口(15)Ⅱ (105000182)	西宮市山口町下山口(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
下山口(16)Ⅰ (105000183)	西宮市山口町下山口(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
下山口(17)Ⅲ (105000184)	西宮市山口町下山口(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
下山口(19)Ⅱ (105000186)	西宮市山口町下山口(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
有馬川右支溪(2)Ⅲ (205000040)	西宮市山口町中野(別図18のとおり)	土石流	別図18のとおり
上山口谷(2)Ⅰ (205000042)	西宮市山口町中野(別図19のとおり)	土石流	別図19のとおり
上山口谷(1)Ⅰ (205000043)	西宮市山口町中野(別図20のとおり)	土石流	別図20のとおり

(別図 1 から別図20までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第376号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
屏風浦Ⅰ (130000142)	川辺郡猪名川町北田原(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
北野道東Ⅰ (130000143)	川辺郡猪名川町北野(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
銀山三丁目Ⅰ (130000144)	川辺郡猪名川町銀山(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
白金(1)Ⅰ (130000145)	川辺郡猪名川町白金二丁目(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
白金(2)Ⅰ (130000146)	川辺郡猪名川町白金二丁目(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
掛ヶ坂Ⅱ (130000147)	川辺郡猪名川町北田原(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり

北田原宮ノ西Ⅱ (130000148)	川辺郡猪名川町北田原（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
北田原東畑Ⅱ (130000149)	川辺郡猪名川町北田原（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
北田原谷口Ⅱ (130000150)	川辺郡猪名川町北田原（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
寺前Ⅱ (130000151)	川辺郡猪名川町南田原（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
北野南垣内Ⅱ (130000152)	川辺郡猪名川町北野（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
銀山新町(3)Ⅱ (130000155)	川辺郡猪名川町銀山（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
銀山新町(4)Ⅱ (130000156)	川辺郡猪名川町銀山（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
銀山本町(1)Ⅱ (130000157)	川辺郡猪名川町銀山（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
銀山笹原(1)Ⅱ (130000159)	川辺郡猪名川町銀山（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
銀山笹原(2)Ⅱ (130000160)	川辺郡猪名川町銀山（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
掛ヶ坂Ⅲ (130000161)	川辺郡猪名川町北田原（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
銀山本町Ⅲ (130000163)	川辺郡猪名川町銀山（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
銀山大口(1)Ⅲ (130000164)	川辺郡猪名川町銀山（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
銀山大口(2)Ⅲ (130000165)	川辺郡猪名川町銀山（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
神ノ子辻(2)Ⅲ (130000167)	川辺郡猪名川町広根（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
神ノ子辻(3)Ⅲ (130000168)	川辺郡猪名川町広根（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
伏見台(2)Ⅰ (130000196)	川辺郡猪名川町伏見台四丁目（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
伏見台(1)Ⅰ (130000197)	川辺郡猪名川町伏見台三丁目（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
内馬場東垣内Ⅰ (130000198)	川辺郡猪名川町内馬場（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
内馬場東垣内Ⅱ (130000199)	川辺郡猪名川町内馬場（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

伏見台Ⅲ (130000200)	川辺郡猪名川町伏見台四丁目（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
露ヶ谷Ⅲ (130000201)	川辺郡猪名川町内馬場（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
若葉(1)Ⅰ (130000202)	川辺郡猪名川町広根（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
若葉(2)Ⅰ (130000203)	川辺郡猪名川町広根（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
上野Ⅰ (130000204)	川辺郡猪名川町上野（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
飛詰Ⅱ (130000206)	川辺郡猪名川町広根（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
火打山Ⅱ (130000207)	川辺郡猪名川町広根（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
柏梨田高関Ⅱ (130000209)	川辺郡猪名川町柏梨田（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
釜床Ⅱ (130000210)	川辺郡猪名川町上野（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
奥ノ谷捨Ⅲ (130000211)	川辺郡猪名川町広根（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
堂ノ本Ⅲ (130000212)	川辺郡猪名川町上野（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
猪淵Ⅰ (130000213)	川辺郡猪名川町猪淵（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
つつじが丘Ⅰ (130000214)	川辺郡猪名川町つつじが丘一丁目 （別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
肝川西ノ前Ⅰ (130000216)	川辺郡猪名川町肝川（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
下天田Ⅱ (130000217)	川辺郡猪名川町肝川（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
六石山Ⅱ (130000219)	川辺郡猪名川町差組（別図42のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
人石Ⅱ (130000220)	川辺郡猪名川町肝川（別図43のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
畔田Ⅱ (130000221)	川辺郡猪名川町肝川（別図44のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
堂ノ向井Ⅱ (130000222)	川辺郡猪名川町肝川（別図45のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
川端Ⅱ (130000223)	川辺郡猪名川町肝川（別図46のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり

北田原谷Ⅱ (230000098)	川辺郡猪名川町北田原（別図47のとおり）	土石流	別図47のとおり
銀山谷1Ⅱ (230000099)	川辺郡猪名川町銀山（別図48のとおり）	土石流	別図48のとおり
銀山谷2Ⅱ (230000100)	川辺郡猪名川町銀山（別図49のとおり）	土石流	別図49のとおり
銀山谷4Ⅱ (230000102)	川辺郡猪名川町銀山（別図50のとおり）	土石流	別図50のとおり
銀山谷5Ⅱ (230000103)	川辺郡猪名川町銀山（別図51のとおり）	土石流	別図51のとおり
銀山川支川Ⅱ (230000105)	川辺郡猪名川町銀山（別図52のとおり）	土石流	別図52のとおり
柏梨田南谷Ⅰ (230000139)	川辺郡猪名川町上野（別図53のとおり）	土石流	別図53のとおり
高塚山西谷Ⅱ (230000140)	川辺郡猪名川町紫合（別図54のとおり）	土石流	別図54のとおり
上野谷Ⅱ (230000141)	川辺郡猪名川町上野（別図55のとおり）	土石流	別図55のとおり
肝川支川Ⅱ (230000142)	川辺郡猪名川町肝川（別図56のとおり）	土石流	別図56のとおり
岩根山西谷Ⅱ (230000144)	川辺郡猪名川町差組（別図57のとおり）	土石流	別図57のとおり

（別図1から別図57までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び猪名川町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第377号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
竹ノ内Ⅰ (126020001)	朝来市和田山町竹ノ内（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
和田(2)Ⅰ (126020003)	朝来市和田山町竹ノ内（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
竹ノ内(2)Ⅱ (126020004)	朝来市和田山町竹ノ内（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

竹ノ内(3)Ⅱ (126020005)	朝来市和田山町竹ノ内 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
竹ノ内(5)Ⅱ (126020007)	朝来市和田山町竹ノ内 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
朝日(急)Ⅰ (126020008)	朝来市和田山町朝日 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
朝日(2)Ⅱ (126020010)	朝来市和田山町朝日 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
朝日(3)Ⅱ (126020011)	朝来市和田山町朝日 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
朝日(4)Ⅱ (126020012)	朝来市和田山町朝日 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
内海(1)Ⅰ (126020013)	朝来市和田山町内海 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
内海(1)Ⅱ (126020015)	朝来市和田山町内海 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
内海(2)Ⅱ (126020016)	朝来市和田山町内海 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
内海(3)Ⅱ (126020017)	朝来市和田山町内海 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
内海(4)Ⅱ (126020018)	朝来市和田山町内海 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
内海(5)Ⅱ (126020019)	朝来市和田山町内海 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
内海(6)Ⅱ (126020020)	朝来市和田山町内海 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
内海(7)Ⅱ (126020021)	朝来市和田山町内海 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
和田(3)Ⅰ (126020022)	朝来市和田山町和田 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
和田(4)Ⅰ (126020023)	朝来市和田山町和田 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
竹ノ内(1)Ⅱ (126020024)	朝来市和田山町竹ノ内 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
市場(1)Ⅰ (126020025)	朝来市和田山町市場 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
和田Ⅱ (126020026)	朝来市和田山町市場 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

市場Ⅱ (126020027)	朝来市和田山町市場（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
高生田(1)Ⅰ (126020028)	朝来市和田山町高生田（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
市場(2)Ⅰ (126020029)	朝来市和田山町高生田（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
寺内(1)Ⅰ (126020031)	朝来市和田山町寺内（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
寺内(2)Ⅰ (126020032)	朝来市和田山町寺内（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
内海(6)Ⅰ (126020034)	朝来市和田山町林垣（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
室尾Ⅰ (126020035)	朝来市和田山町室尾（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
室尾(1)Ⅱ (126020036)	朝来市和田山町室尾（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
室尾(2)Ⅱ (126020037)	朝来市和田山町室尾（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
室尾(3)Ⅱ (126020038)	朝来市和田山町室尾（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
秋葉台(1)Ⅰ (126020039)	朝来市和田山町秋葉台（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
秋葉台(2)Ⅰ (126020040)	朝来市和田山町秋葉台（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
秋葉台(3)Ⅰ (126020041)	朝来市和田山町秋葉台（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
秋葉台(1)Ⅱ (126020044)	朝来市和田山町秋葉台（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
岡田(1)Ⅱ (126020048)	朝来市和田山町岡田（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
岡田(3)Ⅱ (126020051)	朝来市和田山町野村（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
東和田Ⅱ (126020055)	朝来市和田山町東和田（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
宮Ⅰ (126020056)	朝来市和田山町宮（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
宮(1)Ⅱ (126020057)	朝来市和田山町宮（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり



名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
黒石(3) I (122040001)	篠山市今田町黒石 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
黒石(1) I (122040002)	篠山市今田町黒石 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
黒石(4) I (122040003)	篠山市今田町黒石 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
本荘 I (122040004)	篠山市今田町本荘 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
木津 I (122040005)	篠山市今田町木津 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
今田 I (122040006)	篠山市今田町今田 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
休場 I (122040007)	篠山市今田町休場 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
下立杭(2) I (122040008)	篠山市今田町上立杭 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
下立杭 I (122040009)	篠山市今田町下立杭 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
黒石(1) II (122040010)	篠山市今田町黒石 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
黒石(2) II (122040011)	篠山市今田町黒石 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
黒石(3) II (122040012)	篠山市今田町黒石 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
黒石(4) II (122040013)	篠山市今田町黒石 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
本荘(1) II (122040014)	篠山市今田町本荘 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
本荘(2) II (122040015)	篠山市今田町本荘 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
小野原(1) II (122040016)	篠山市今田町上小野原 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
小野原(2) II (122040017)	篠山市今田町上小野原 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
小野原(3) II (122040018)	篠山市今田町上小野原 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり



休場(2)Ⅱ (122040019)	篠山市今田町休場(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
休場Ⅱ (122040020)	篠山市今田町下小野原(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
休場(3)Ⅱ (122040021)	篠山市今田町下小野原(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
釜屋Ⅱ (122040022)	篠山市今田町釜屋(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
辰巳Ⅱ (122040023)	篠山市今田町辰巳(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
黒石(1)Ⅲ (122040024)	篠山市今田町黒石(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
黒石(2)Ⅲ (122040025)	篠山市今田町黒石(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
黒石(3)Ⅲ (122040026)	篠山市今田町黒石(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
黒石(4)Ⅲ (122040027)	篠山市今田町黒石(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
黒石(5)Ⅲ (122040028)	篠山市今田町黒石(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
黒石(6)Ⅲ (122040029)	篠山市今田町黒石(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
黒石(7)Ⅲ (122040030)	篠山市今田町黒石(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
黒石(8)Ⅲ (122040031)	篠山市今田町黒石(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
黒石(12)Ⅲ (122040034)	篠山市今田町黒石(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
黒石(13)Ⅲ (122040035)	篠山市今田町黒石(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
黒石(14)Ⅲ (122040036)	篠山市今田町黒石(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
佐曾良新田Ⅲ (122040037)	篠山市今田町本荘(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
本荘(2)Ⅲ (122040038)	篠山市今田町本荘(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
今田Ⅲ (122040040)	篠山市今田町今田新田(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり

芦原新田Ⅲ (122040041)	篠山市今田町市原 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
木津(1)Ⅲ (122040042)	篠山市今田町木津 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
木津(3)Ⅲ (122040043)	篠山市今田町木津 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
四斗谷(2)Ⅲ (122040044)	篠山市今田町四斗谷 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
四斗谷(3)Ⅲ (122040045)	篠山市今田町四斗谷 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
四斗谷(4)Ⅲ (122040046)	篠山市今田町上小野原 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
小野原(1)Ⅲ (122040047)	篠山市今田町上小野原 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
小野原(2)Ⅲ (122040048)	篠山市今田町上小野原 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
下小野原Ⅲ (122040049)	篠山市今田町下小野原 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
上立杭Ⅲ (122040050)	篠山市今田町上立杭 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
下立杭Ⅲ (122040051)	篠山市今田町下立杭 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
下立杭(2)Ⅲ (122040052)	篠山市今田町下立杭 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
辰巳Ⅲ (122040054)	篠山市今田町上小野原 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
今田(2) (122040055)	篠山市今田町今田 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
宮ノ北川Ⅰ (222040002)	篠山市今田町上立杭 (別図52のとおり)	土石流	別図52のとおり
ツボネガサ川Ⅰ (222040003)	篠山市今田町上立杭 (別図53のとおり)	土石流	別図53のとおり
上山川Ⅰ (222040004)	篠山市今田町下立杭 (別図54のとおり)	土石流	別図54のとおり
上立杭谷Ⅰ (222040010)	篠山市今田町上立杭 (別図55のとおり)	土石流	別図55のとおり
西向山川Ⅰ (222040014)	篠山市今田町市原 (別図56のとおり)	土石流	別図56のとおり
大フラ川Ⅰ (222040016)	篠山市今田町釜屋 (別図57のとおり)	土石流	別図57のとおり

南西川Ⅰ (222040018)	篠山市今田町市原（別図58のとおり）	土石流	別図58のとおり
黒石谷Ⅰ (222040020)	篠山市今田町黒石（別図59のとおり）	土石流	別図59のとおり
四斗谷Ⅰ (222040028)	篠山市今田町四斗谷（別図60のとおり）	土石流	別図60のとおり
北御狩川Ⅰ (222040029)	篠山市今田町辰巳（別図61のとおり）	土石流	別図61のとおり
南御狩川Ⅰ (222040030)	篠山市今田町辰巳（別図62のとおり）	土石流	別図62のとおり
禿谷川Ⅱ (222040031)	篠山市今田町上小野原（別図63のとおり）	土石流	別図63のとおり
南山川Ⅱ (222040034)	篠山市今田町下小野原（別図64のとおり）	土石流	別図64のとおり
前山川Ⅱ (222040035)	篠山市今田町下小野原（別図65のとおり）	土石流	別図65のとおり
向井山川Ⅱ (222040036)	篠山市今田町木津（別図66のとおり）	土石流	別図66のとおり
松山川Ⅱ (222040037)	篠山市今田町木津（別図67のとおり）	土石流	別図67のとおり
笠松川Ⅱ (222040039)	篠山市今田町木津（別図68のとおり）	土石流	別図68のとおり
ネジキ川Ⅱ (222040045)	篠山市今田町黒石（別図69のとおり）	土石流	別図69のとおり

（別図1から別図69までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



### 兵庫県告示第379号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民センター長から報告があった。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 被処分者
  - 商号又は名称 有限会社ハウジングセンター兵庫
  - 代表者氏名 山 本 健 司
  - 事務所所在地 神戸市中央区元町通七丁目3番3号
  - 免許番号 兵庫県知事(5)第10131号
  - 免許年月日 平成25年11月17日
- 2 処分の内容
  - 平成29年4月1日から同年4月22日までの22日間の業務停止
- 3 業務停止の範囲
  - 宅地建物取引業に関する一切の業務



**兵庫県告示第380号**

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた兵庫県土地利用基本計画を変更したので、当該変更に係る図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室、各県民局土木事務所まちづくり建築課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 変更に係る事項  
兵庫県土地利用基本計画図の一部の変更
- 2 変更に係る区域

地域名	変更に係る市町
農業地域	小野市の一部
都市地域	加西市の一部
森林地域	佐用町、上郡町、神戸市、三木市、赤穂市、豊岡市、淡路市の各一部



**兵庫県告示第381号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の10第1項の規定により、景観形成重要建造物等として次のものを指定した。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第10次指定

名称	所在地
高砂通運旧本社屋	高砂市高砂町鍛冶屋町1369
コヤノ美術館西脇館（旧藤井家住宅）	西脇市市原町139
西脇区消防会館	西脇市西脇269
地藏一本桜	西脇市郷瀬町251-3
西方寺のしだれ桜	養父市八鹿町八木2819
浜坂のクロマツ群	美方郡新温泉町芦屋853-1
春陽荘（旧米田家住宅）	洲本市宇山2-5-4



**兵庫県告示第382号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成29年 3月31日

淡路県民局長 尾 原 勉

- 1 指定する貯水施設の所在地  
洲本市安乎町山田原678の1番地、678の2番地
- 2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所
  - (i) 名称  
大池田主



洲本市五色町鮎原地域内都志川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第386号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成29年 3月31日

淡路県民局長 尾 原 勉

- 1 指定する貯水施設の所在地  
洲本市中川原町三木田1242番地
- 2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所
  - (1) 名称  
三木田大池田主
  - (2) 住所  
洲本市上加茂216番地
- 3 指定する理由  
洲本市中川原町三木田地域内洲本川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第387号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成29年 3月31日

淡路県民局長 尾 原 勉

- 1 指定する貯水施設の所在地  
洲本市下加茂347番地
- 2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所
  - (1) 名称  
三木田大池田主
  - (2) 住所  
洲本市上加茂216番地
- 3 指定する理由  
洲本市下加茂地域内洲本川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第388号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成29年 3月31日

淡路県民局長 尾 原 勉

- 1 指定する貯水施設の所在地  
洲本市五色町鳥飼中878番地
- 2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所
  - (1) 名称  
長津路田主
  - (2) 住所  
洲本市五色町鳥飼中338番地
- 3 指定する理由  
洲本市五色町鳥飼地域内鳥飼川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第389号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成29年 3月31日

淡路県民局長 尾 原 勉

- 1 指定する貯水施設の所在地  
洲本市物部371番地
- 2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所

- (1) 名称  
物部太郎池田主  
上物部太郎池田主

- (2) 住所  
洲本市物部 1 丁目16の43番地  
洲本市物部176の 1 番地

- 3 指定する理由  
洲本市物部地域内洲本川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第390号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成29年 3月31日

淡路県民局長 尾 原 勉

- 1 指定する貯水施設の所在地  
南あわじ市倭文流294番地
- 2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所

- (1) 名称  
流自治会

- (2) 住所  
南あわじ市倭文流129番地

- 3 指定する理由  
南あわじ市倭文地域内倭文川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第391号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成29年 3月31日

淡路県民局長 尾 原 勉

- 1 指定する貯水施設の所在地  
南あわじ市賀集福井北向
- 2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所

- (1) 名称  
孫池田主

- (2) 住所  
南あわじ市賀集野田509の 1 番地

- 3 指定する理由  
南あわじ市賀集福井地域内大日川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第392号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定す

る。

平成29年 3月31日

淡路県民局長 尾 原 勉

- 1 指定する貯水施設の所在地  
南あわじ市倭文安住寺
- 2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所
  - (1) 名称  
安住寺第一水利組合
  - (2) 住所  
南あわじ市倭文安住寺481番地
- 3 指定する理由  
南あわじ市倭文安住寺地域内倭文川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第393号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成29年 3月31日

淡路県民局長 尾 原 勉

- 1 指定する貯水施設の所在地  
淡路市木曾上畑227番地
- 2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所
  - (1) 名称  
岩崎池田主
  - (2) 住所  
淡路市木曾上畑283の1番地
- 3 指定する理由  
淡路市木曾上地域内郡家川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第394号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成29年 3月31日

淡路県民局長 尾 原 勉

- 1 指定する貯水施設の所在地  
淡路市木曾上畑226番地
- 2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所
  - (1) 名称  
岩崎池田主
  - (2) 住所  
淡路市木曾上畑283の1番地
- 3 指定する理由  
淡路市木曾上地域内郡家川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第395号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成29年 3月31日

淡路県民局長 尾 原 勉



- 1 指定する貯水施設の所在地  
淡路市生穂229番地
- 2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所
  - (1) 名称  
川池田主
  - (2) 住所  
淡路市生穂143番地
- 3 指定する理由  
淡路市生穂地域内生穂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第396号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成29年 3月31日

淡路県民局長 尾 原 勉

- 1 指定する貯水施設の所在地  
淡路市生穂2507番地
- 2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所
  - (1) 名称  
宮池田主
  - (2) 住所  
淡路市生穂2399の1番地
- 3 指定する理由  
淡路市生穂地域内生穂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

**公 告**

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市揖保川町山津屋字長田69番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
たつの市揖保川町山津屋67番地の2  
社会福祉法人めぐみ会 理事 堀 正 昭
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成29年 3月13日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-12-2号（28たつの）

**病 院 局 管 理 規 程**

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成29年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

**兵庫県病院局管理規程第1号**

**兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程**

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第1号）の一部を次のよう

に改正する。

第3条第10項の表診断書、証明書その他これらに類するもので医師の判断を要するものの款料金の欄及び証明書その他これに類するもので医師の判断を要しないものの款料金の欄を次のように改める。

1 通につき	5,400 円
1 通につき	5,000 円
1 通につき	3,500 円
1 通につき	2,800 円
1 通につき	4,500 円
1 通につき	3,600 円
1 通につき	2,000 円
1 通につき	2,000 円

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程の施行の日前に診断書、証明書その他これらに類する文書の交付の申請をした者に係る当該文書の料金については、改正後の兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（以下「改正後の管理規程」という。）第3条第10項の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。



病院局地方機関処務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

**兵庫県病院局管理規程第2号**

**病院局地方機関処務規程の一部を改正する管理規程**

病院局地方機関処務規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項の表中及び第25条の2第2項の表中「県立光風病院」を「県立ひょうごこころの医療センター」に改める。

第22条第3項の表中及び第25条の2第2項の表中「光病」を「ひ医」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。



病院局中播磨及び西播磨地域医師修学資金貸与規程をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

**兵庫県病院局管理規程第3号**

**病院局中播磨及び西播磨地域医師修学資金貸与規程**

(目的)

第1条 この規程は、将来、中播磨及び西播磨地域にある指定病院において医師として勤務しようとするものに対して、県が修学資金を貸与することにより、当該地域の医師の確保・充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(i) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（自治医科大学を除く。）をいう。

- (2) 指定病院 中播磨地域及び西播磨地域にある病院のうち別表に定めるものをいう。
  - (3) 医師 指定病院において勤務する医師をいう。
  - (4) 勤務 指定病院において正規職員として勤務する場合のほか、臨床研修も含めるものとする。
- (貸与を受ける者の要件)

第3条 管理者は、次の各号に掲げる要件を備えている者に対し、修学資金を貸与することができる。

- (1) 大学の医学の学部在学していること。
  - (2) 医師免許取得後、直ちに指定病院において2年間の臨床研修を行うとともに、同研修に引き続き、指定病院に勤務する意思を有していること。
  - (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しないこと。
- (修学資金の額等)

第4条 修学資金として貸与する金額は、大学1年生から大学4年生までの期間にあつては月額125,000円、大学5年生及び大学6年生の期間にあつては月額175,000円とする。

- 2 修学資金を貸与する期間は、大学における正規の修学期間とする。
- 3 修学資金には、貸与した日の翌日から最後に貸与した日までの期間の日数に応じ、貸与した額につき年10パーセントの割合で計算した返還利息（以下「返還利息」という。）を付するものとする。
- 4 返還利息を計算する場合の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 5 管理者は、修学資金を新たに貸与しようとする者を毎年度予算の範囲内で前条に規定する要件を備えている者の中から選考のうえ、決定するものとする。

(連帯保証人)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、要領で定めるところにより、連帯保証人（修学資金の貸与を受けようとする者と連帯して債務を負担する者をいう。）を2人立てなければならない。

(貸与の取消し)

第6条 管理者は、修学資金の貸与の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を失ったとき。
- (2) 心身の故障のため、修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績又は性行が著しく不良であると認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金を支給することが不適當であると認められるとき。

(貸与の一時停止)

第7条 管理者は、修学資金の貸与を受けている者（以下「被貸与者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を一時停止することができる。

- (1) 長期欠席又は休学したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が、修学資金を支給することが不適當であると認めたとき。

(返還の猶予)

第8条 管理者は、被貸与者が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還を猶予する。

- (1) 指定病院において医師として勤務する期間
- (2) 災害、病気その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが困難であると管理者が認めたとき、当該理由が存する期間
- (3) 前2号に規定する場合のほか、管理者が特に必要があると認めた期間

(返還等の免除)

第9条 管理者は、被貸与者が医師免許取得後、指定病院の医師として修学資金の貸与相当期間（修学資金の貸与期間が4年未満の場合は4年間）勤務したとき（臨床研修を受ける期間を含む。）は、要領で定めるところにより修学資金の返還及び当該修学資金に係る返還利息の納付を免除するものとする。

- 2 管理者は、被貸与者が指定病院に在職している期間中に業務に起因して死亡したとき、又は当該期間中に業務に起因して精神若しくは身体の機能に著しい障害が生じ、労働能力を喪失したときは、要領で定めるところにより修学資金の返還及び当該修学資金に係る返還利息の納付を免除するものとする。
- 3 前2項に規定する場合のほか、やむを得ない理由により、管理者が修学資金の返還の債務又は当該修学資金に係る返還利息を免除することが適当と認めた場合には、修学資金の返還の債務又は当該修学資金に係る返還利息の全部又は一部を免除することができる。

(返還等)

第10条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、要領で定めるところにより、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して3月以内に、修学資金を一括して返済するとともに、当該修学資金に係る返還利息を納付しなければならない。

- (1) 第6条の規定により修学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 第8条の規定による修学資金の返還の猶予を受けることができなくなったとき。
- (3) 死亡又は心身の故障により医師の業務に従事できないとき。
- (4) 医師免許取得後、指定病院において臨床研修を受けないとき。
- (5) 臨床研修終了後、引き続き指定病院において勤務しないとき。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、修学資金の返還若しくは当該修学資金に係る返還利息の納付を猶予し、又は返還若しくは納付すべき額を分割して納付させることができる。

(延滞利息)

第11条 被貸与者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 第4条第4項の規程は、前項で定める遅滞利息を計算する場合について準用する。

(予算の確保)

第12条 管理者は、病院局中播磨及び西播磨地域医師修学資金貸与制度の円滑な運営を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第13条 管理者は、被貸与者が兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）第2条第2項に規定する県立病院以外の指定病院との間で、被貸与者が勤務する間の費用負担に関する協定を締結するものとする。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この管理規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

規程第2条2項において定める病院

兵庫県立姫路循環器病センター
国立病院機構 姫路医療センター
日本赤十字社 姫路赤十字病院
社会医療法人 製鉄記念広畑病院
赤穂市民病院

病 院 局 告 示



兵庫県病院局告示第1号

1に掲げる公印を平成29年3月31日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、平成29年4月1日からその使用を開始する。



平成29年3月31日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 廃止公印の名称及び印影

	
兵庫県立光風病院長印 (一般)	兵庫県立光風病院長印 (特殊)

2 新調公印の名称及び印影

	
兵庫県立ひょうごこころの医療センター院長印 (一般)	兵庫県立ひょうごこころの医療センター院長印 (特殊)

病 院 局 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者について、次のとおり公示する。

平成29年 3月31日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量  
県立柏原・柏原赤十字統合新病院及び丹波市地域医療総合支援センター（仮称）建築工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
兵庫県病院局企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年 3月 7日
- 4 落札者の名称及び住所  
大林・大鉄・阿比野特別共同企業体 神戸市中央区加納町4丁目4番17号
- 5 落札金額  
6,943,968,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成29年 1月20日



政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルを実施する。

平成29年 3月31日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立加古川医療センター院長 小 川 恭 弘

## 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
県立加古川医療センター総合医療情報システム 一式
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が募集要領で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成30年 3月31日（土）
- (4) 納入場所  
県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203

## 2 参加資格

- (1) 総合医療情報システムの取扱いをしており、日本国内において、一般病床300床以上の病院における同等のシステム導入を受注し、納入した実績（開発中のものを含む。）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 本公告の日から企画提案書の受付期間末日までの間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 参加手続

- (1) 事務局  
〒675-8555 加古川市神野町神野203  
県立加古川医療センター総務部経理課  
電話（079）497-7000  
F A X（079）438-8800
- (2) 県立加古川医療センター総合医療情報システム導入に係る企画提案募集要領（以下「募集要領」という。）の配布  
ア 配布期間  
平成29年 3月31日（金）から同年 4月14日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前 9時から午後 4時まで（正午から午後 1時までを除く。）  
イ 配布場所  
上記(1)に同じ。
- (3) 参加表明書  
ア 提出方法  
所定の様式により行うこととし、持参又は郵送とする。  
イ 受付期間  
平成29年 4月14日（金）から同月20日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前 9時から午後 4時まで（正午から午後 1時までを除く。）  
郵送の場合は、平成29年 4月20日（木）必着とする。  
ウ 提出場所  
上記(1)に同じ。
- (4) 質問及び回答  
ア 質問方法  
所定の様式により行うこととし、持参、郵送又はF A Xにより送付する。  
イ 受付期間  
平成29年 4月21日（金）から同月27日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前 9時から午後 4時まで（正午から午後 1時までを除く。）  
郵送の場合は、平成29年 4月27日（木）必着とする。

## ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

## エ 回答方法

平成29年 5月 8日(月)以降に、プロポーザルへの参加を検討している者及びプロポーザルへの参加を決めた者全員へのファクシミリ送信により行うとともに、同日より平成29年 5月15日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に、事務局において閲覧方式により行う。

## (5) 企画提案書

## ア 提出方法

持参又は郵送とする。

## イ 受付期間

平成29年 4月21日(金)から同年 5月22日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

郵送の場合は、平成29年 5月22日(月)必着とする。

## ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

## エ 提出書類

① 企画提案書 14部

② 企画提案書要約版 14部

③ その他、募集要領に定めるもの

## 4 当選者の選考、決定及び通知の方法

## (1) 選考方法

選考は、「県立加古川医療センター総合医療情報システムプロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

## (2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

## (3) 当選者の通知

当選者及び次点者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

## (4) 当選後の取扱い

当選者は、「県立加古川医療センター総合医療情報システム調達契約」の契約予定者とし、契約の交渉を行う。ただし、契約予定者との協議が整わなかった場合には、契約予定者の決定を取消し、次点者と契約協議を行う。

## 5 その他

## (1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び所定の様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

## (3) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

## (4) その他

詳細は、募集要領による。

## 6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Ogawa, Director of Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center

- (2) Nature and quantity of the services to be required:  
Proposals for Medical total information System
- (3) The acceptance period for the submission of proposals:  
From 9:00am to 4:00pm every weekday from Friday, April 21 through Monday, March 22, 2017
- (4) Contact point for the notice:  
Accounting Division, Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center,  
203 Kanno, Kanno-cho, Kakogawa, Hyogo 675-0003  
TEL (079)497-7000

県 議 会 告 示

兵庫県議会告示第 1 号

兵庫県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 3月31日

兵庫県議会議長 藤 田 孝 夫

兵庫県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

兵庫県議会議員の資産等の公開に関する規程（平成 7 年兵庫県議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中

「

分 離 課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
山林所得			

」

を

「

分 離 課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
山林所得			

」

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。



選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成24年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成29年 3月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

水野雅広後援会

報告年月日28.09.13

1 収入総額	146,130
本年收入額	146,130
2 支出総額	146,130
3 本年收入の内訳	
寄附	146,130
個人分	146,130
4 支出の内訳	
政治活動費	146,130
機関紙誌の発行その他の事業費	146,130
機関紙誌の発行事業費	146,130
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
水野雅広	146,130 養父市



兵庫県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成25年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成29年 3月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体）

（単位 円）

浩龍会

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号  
及び第2号

公職の候補者の氏名

市村浩一郎

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

資金管理団体の届出をした者の氏名

市村浩一郎

資金管理団体の届出に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日28.12.30

1 収入総額	42,766,344
前年繰越額	37,331,057
本年收入額	5,435,287
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
寄附	5,430,000

政治団体分	5,430,000
その他の収入	5,287
一件10万円未満のもの	5,287
4 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
民主党兵庫県第6区総支部	5,430,000 宝塚市

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

**松井重樹後援会**

報告年月日28.12.26

1 収入総額	464,600
本年收入額	464,600
2 支出総額	464,600
3 本年收入の内訳	
寄附	464,600
個人分	464,600
4 支出の内訳	
経常経費	36,000
備品・消耗品費	36,000
政治活動費	428,600
組織活動費	270,800
調査研究費	157,800
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
松 井 重 樹	464,600 たつの市

**水野雅広後援会**

報告年月日28.09.13

1 収入総額	0
2 支出総額	0



**兵庫県選挙管理委員会告示第15号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成26年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成29年 3月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体）

（単位 円）

**浩龍会**

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号  
及び第2号

公職の候補者の氏名

市 村 浩一郎

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

資金管理団体の届出をした者の氏名

市 村 浩一郎

資金管理団体の届出に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日28.12.30

1 収入総額	42,773,582
--------	------------

前年繰越額	42,766,344
本年收入額	7,238
2 支出総額	4,579,427
3 本年收入の内訳	
その他の収入	7,238
一件10万円未満のもの	7,238
4 支出の内訳	
經常経費	648,062
備品・消耗品費	146,620
事務所費	501,442
政治活動費	3,931,365
組織活動費	2,755,539
調査研究費	175,826
寄附・交付金	1,000,000

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。））

(単位 円)

**松井重樹後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

松 井 重 樹

資金管理団体の届出に係る公職の種類

たつの市議会議員

報告年月日28.12.26

1 収入総額	968,700
本年收入額	968,700
2 支出総額	968,700
3 本年收入の内訳	
寄附	968,700
個人分	968,700
4 支出の内訳	
經常経費	27,200
備品・消耗品費	27,200
政治活動費	941,500
組織活動費	91,500
機関紙誌の発行その他の事業費	782,000
機関紙誌の発行事業費	782,000
調査研究費	68,000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
松 井 重 樹	468,700 たつの市
井 本 裕 順	500,000 揖保郡太子町

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

(単位 円)

**神戸障害者育生会**

報告年月日28.12.26

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**たいまつ**

報告年月日28.12.26

1 収入総額	0
--------	---

2 支出総額	0
<b>とくなが耕造を育てる会</b>	
報告年月日28.12.08	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

**水野雅広後援会**

報告年月日28.09.13

1 収入総額	0
2 支出総額	0



**兵庫県選挙管理委員会告示第16号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成27年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成29年 3月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（政党の支部）

（単位 円）

**自由民主党東灘支部**

報告年月日28.09.05

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**自由民主党村岡支部**

報告年月日28.11.30

1 収入総額	433,902
前年繰越額	230,461
本年收入額	203,441
2 支出総額	45,540
3 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	203,400
自由民主党兵庫県支部連合会	203,400
その他の収入	41
一件10万円未満のもの	41
4 支出の内訳	
政治活動費	45,540
組織活動費	45,540

**兵庫維新の会**

報告年月日28.11.25

1 収入総額	0
2 支出総額	0

収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体）

（単位 円）

**神戸播磨経政会**

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名	及び第2号 藤 井 比早之
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日28. 11. 29	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

**浩龍会**

国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7 第1項第1号 及び第2号
公職の候補者の氏名	市 村 浩一郎
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
資金管理団体の届出をした者の氏名	市 村 浩一郎
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日28. 12. 30	
1 収入総額	38,201,081
前年繰越額	38,194,155
本年收入額	6,926
2 支出総額	5,191,599
3 本年收入の内訳	
その他の収入	6,926
一件10万円未満のもの	6,926
4 支出の内訳	
経常経費	360,527
備品・消耗品費	96,135
事務所費	264,392
政治活動費	4,831,072
組織活動費	1,331,072
寄附・交付金	3,500,000

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。））

(単位 円)

**松井重樹後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名	松 井 重 樹
資金管理団体の届出に係る公職の種類	たつの市議会議員
報告年月日28. 12. 26	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

(単位 円)

**赤田勝紀後援会**

報告年月日28. 10. 31	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

**明るく住みよい三田をつくる会**

報告年月日28. 10. 11	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

**いくしま洋一後援会**

報告年月日28.09.01

1 収入総額	50,000
前年繰越額	50,000
2 支出総額	0

**上田弘文後援会**

報告年月日28.09.09

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**大西ひでき後援会**

報告年月日28.12.19

1 収入総額	510,000
本年收入額	510,000
2 支出総額	510,000
3 本年收入の内訳	
寄附	510,000
個人分	510,000
4 支出の内訳	
政治活動費	510,000
寄附・交付金	510,000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
小 本 秀 丸	500,000 三木市
年間5万円以下のもの	10,000

**大まゆ均後援会**

報告年月日28.10.13

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**神戸障害者育生会**

報告年月日28.12.26

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**酒谷敏生後援会**

報告年月日28.11.17

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**笹田守後援会**

報告年月日28.11.30

1 収入総額	10,620
前年繰越額	10,620
2 支出総額	0

**たいまつ**

報告年月日28.12.26

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**田中ひでのり後援会**

報告年月日28.10.11

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**地域防災と健康福祉を考える会**

報告年月日28.09.13

1 収入総額	221,388
本年收入額	221,388
2 支出総額	221,388
3 本年收入の内訳	
寄附	221,388
個人分	221,388
4 支出の内訳	
政治活動費	221,388
機関紙誌の発行その他の事業費	221,388
機関紙誌の発行事業費	219,388
その他の事業費	2,000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
和田裕司	221,388 明石市

**とくなが耕造を育てる会**

報告年月日28.12.08

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**とみかわ晃太郎後援会**

報告年月日28.09.23

1 収入総額	298,145
前年繰越額	88,145
本年收入額	210,000
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
寄附	210,000
個人分	110,000
政治団体分	100,000
4 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	110,000
〔政治団体分〕	
自由民主党兵庫県支部連合会	100,000 神戸市中央区

**日本共産党堀之内みよし後援会**

報告年月日28.12.22

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**はまのたかし後援会**

報告年月日28. 10. 03

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**氷見まさひろ後援会**

報告年月日28. 10. 07

1 収入総額	5,050
前年繰越額	5,050
2 支出総額	0

**兵庫県歯科医師連盟灘支部**

報告年月日28. 12. 22

1 収入総額	658,754
前年繰越額	374,754
本年收入額	284,000
2 支出総額	486,775
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(84人)	126,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	158,000
兵庫県歯科医師連盟	158,000
4 支出の内訳	
政治活動費	486,775
寄附・交付金	486,775

**ふじい訓博をはげます会**

報告年月日28. 12. 19

1 収入総額	174,337
前年繰越額	69,337
本年收入額	105,000
2 支出総額	139,640
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(105人)	105,000
4 支出の内訳	
経常経費	78,260
光熱水費	18,910
備品・消耗品費	10,650
事務所費	48,700
政治活動費	61,380
組織活動費	26,500
機関紙誌の発行その他の事業費	21,900
機関紙誌の発行事業費	21,900
調査研究費	12,980

**藤原あきら後援会**

報告年月日28. 10. 03

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**ポプラの会**

報告年月日28. 09. 06



1 収入総額	0
2 支出総額	0

**水野雅広後援会**

報告年月日28. 09. 13

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**八木米太郎後援会**

報告年月日28. 09. 05

1 収入総額	81, 139
前年繰越額	16, 139
本年收入額	65, 000
2 支出総額	30, 121
3 本年收入の内訳	
寄附	65, 000
個人分	65, 000
4 支出の内訳	
経常経費	30, 121
備品・消耗品費	6, 808
事務所費	23, 313
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	65, 000

**山本よしき後援会**

報告年月日28. 09. 05

1 収入総額	0
2 支出総額	0



**兵庫県選挙管理委員会告示第17号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により政治団体から解散に係る収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成29年 3月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（政党の支部）

（単位 円）

平成28年解散分

**維新の党神戸市垂水区支部**

報告年月日 28. 03. 31(28. 03. 27解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**維新の党神戸市長田区支部**

報告年月日 28. 03. 28(28. 03. 27解散)

1 収入総額	387, 349
前年繰越額	387, 349
2 支出総額	0

## 維新の党衆議院兵庫県第1選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

井 坂 信 彦

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日 28. 04. 15 (28. 03. 27解散)

1 収入総額	8,255,718
前年繰越額	5,255,701
本年收入額	3,000,017
2 支出総額	6,633,938
3 本年收入の内訳	
寄附	3,000,000
政治団体分	3,000,000
その他の収入	17
一件10万円未満のもの	17
4 支出の内訳	
経常経費	5,036,066
人件費	2,607,819
光熱水費	11,907
備品・消耗品費	217,999
事務所費	2,198,341
政治活動費	1,597,872
組織活動費	172,998
機関紙誌の発行その他の事業費	1,041,986
宣伝事業費	1,041,986
調査研究費	382,888
5 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
維新の党本部	3,000,000 東京都千代田区

## 維新の党衆議院兵庫県第7選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

畠 中 光 成

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日 28. 04. 18 (28. 03. 27解散)

1 収入総額	4,455,434
前年繰越額	283
本年收入額	4,455,151
2 支出総額	4,455,434
3 本年收入の内訳	
寄附	1,755,011
政治団体分	1,755,011
借入金	2,700,000
畠 中 光 成	2,700,000
その他の収入	140
一件10万円未満のもの	140
4 支出の内訳	
経常経費	863,699
人件費	256,135
光熱水費	8,536

備品・消耗品費		26,027
事務所費		573,001
政治活動費		3,591,735
組織活動費		239,833
機関紙誌の発行その他の事業費		383,491
宣伝事業費		383,491
調査研究費		30,000
その他の経費		2,938,411
5 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
島中光成後援会	1,755,011	西宮市
<b>維新の党兵庫県総支部</b>		
報告年月日 28.04.15(28.03.27解散)		
1 収入総額		6,283,630
前年繰越額		6,153,630
本年收入額		130,000
2 支出総額		6,265,480
3 本年收入の内訳		
寄附		130,000
政治団体分		130,000
4 支出の内訳		
経常経費		135,480
事務所費		135,480
政治活動費		6,130,000
寄附・交付金		6,130,000
5 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
維新の党本部	130,000	東京都千代田区
<b>自由民主党兵庫県加西市第一支部</b>		
報告年月日 28.03.15(28.03.14解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
<b>自由民主党兵庫県豊岡市第一支部</b>		
報告年月日 28.06.20(28.06.20解散)		
1 収入総額		747,764
前年繰越額		447,764
本年收入額		300,000
2 支出総額		747,764
3 本年收入の内訳		
寄附		300,000
政治団体分		300,000
4 支出の内訳		
政治活動費		747,764
寄附・交付金		747,764
5 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
兵庫県神戸経営研究会	300,000	神戸市西区

**民主党兵庫県第11区総支部**

国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号
公職の候補者の氏名	松本剛明
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	28.03.29(28.03.25解散)
1 収入総額	421,115
前年繰越額	337,612
本年收入額	83,503
2 支出総額	421,115
3 本年收入の内訳	
その他の収入	83,503
一件10万円未満のもの	83,503
4 支出の内訳	
経常経費	251,275
事務所費	251,275
政治活動費	169,840
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕	113,925
組織活動費	23,737
機関紙誌の発行その他の事業費	32,178
宣伝事業費	32,178
寄附・交付金	113,925

収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。））

（単位 円）

平成28年解散分

**浩龍会**

国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号 及び第2号
公職の候補者の氏名	市村浩一郎
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
資金管理団体の届出をした者の氏名	市村浩一郎
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	28.12.30(28.11.30解散)
1 収入総額	33,009,482
前年繰越額	33,009,482
2 支出総額	6,001,403
3 支出の内訳	
経常経費	215,077
備品・消耗品費	82,675
事務所費	132,402
政治活動費	5,786,326
組織活動費	1,286,326
寄附・交付金	4,500,000

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。））

（単位 円）

平成28年解散分

**明日の神戸を語る会**

資金管理団体の届出をした者の氏名	大野陽平
------------------	------

資金管理団体の届出に係る公職の種類

神戸市議会議員

報告年月日 28.02.18(28.02.18解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

**稲垣正一後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

稲 垣 正 一

資金管理団体の届出に係る公職の種類

市川町議会議員

報告年月日 28.04.19(28.04.19解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

**井上ちあき後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

井 上 智 章

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県議会議員

報告年月日 28.03.09(28.02.29解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

**かいはら一晃後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

開 原 一 晃

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県議会議員

報告年月日 28.03.28(28.03.28解散)

1 収入総額

14,627

前年繰越額

14,626

本年收入額

1

2 支出総額

0

3 本年收入の内訳

その他の収入

1

一件10万円未満のもの

1

**啓友会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

池 田 啓 子

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県議会議員

報告年月日 28.04.22(28.03.31解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

**神戸政経調査会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

松 本 周 二

資金管理団体の届出に係る公職の種類

神戸市議会議員

報告年月日 28.02.17(28.02.17解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

**立石豊子後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

立 石 豊 子

資金管理団体の届出に係る公職の種類

三木市議会議員

報告年月日 28.02.09(28.01.20解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

**谷内さとし事務所**

資金管理団体の届出をした者の氏名  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類  
 報告年月日 28.09.15(28.08.27解散)

谷 内 敏  
 姫路市議会議員

1 収入総額 0  
 2 支出総額 0

**辻重五郎後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類  
 報告年月日 28.12.22(28.12.06解散)

辻 重五郎  
 丹波市長

1 収入総額 0  
 2 支出総額 0

**林茂励ます会**

資金管理団体の届出をした者の氏名  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類  
 報告年月日 28.05.20(28.05.10解散)

林 茂  
 篠山市議会議員

1 収入総額 9,229  
     前年繰越額 9,229  
 2 支出総額 0

**ビジョンシェアリング神戸**

資金管理団体の届出をした者の氏名  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類  
 報告年月日 28.04.21(28.02.29解散)

藤 永 晴 人  
 神戸市議会議員

1 収入総額 0  
 2 支出総額 0

**松井重樹後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類  
 報告年月日 28.12.26(28.12.26解散)

松 井 重 樹  
 たつの市議会議員

1 収入総額 0  
 2 支出総額 0

**みやお尚子後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類  
 報告年月日 28.03.16(28.02.29解散)

宮 尾 尚 子  
 播磨町議会議員

1 収入総額 8,176  
     前年繰越額 8,176  
 2 支出総額 0

**みんなの垂水**

資金管理団体の届出をした者の氏名  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類  
 報告年月日 28.03.08(28.02.28解散)

葛 本 和 明  
 神戸市議会議員

1 収入総額 0  
 2 支出総額 0

**森安池田会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

池 田 孝 次

資金管理団体の届出に係る公職の種類

稲美町議会議員

報告年月日 28.03.24(28.03.24解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 収支報告書の要旨 (その他の政治団体)

(単位 円)

平成28年解散分

**赤穂みらいの会**

報告年月日 28.02.15(28.02.15解散)

1 収入総額	914,778
前年繰越額	914,651
本年收入額	127
2 支出総額	10,387
3 本年收入の内訳	
その他の収入	127
一件10万円未満のもの	127
4 支出の内訳	
経常経費	10,387
事務所費	10,387

**朝倉えつ子後援会**

報告年月日 28.04.20(28.03.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**いくしま洋一後援会**

報告年月日 28.09.01(28.09.01解散)

1 収入総額	50,000
前年繰越額	50,000
2 支出総額	0

**池田けい子はげます会**

報告年月日 28.04.22(28.03.31解散)

1 収入総額	27,737
前年繰越額	27,737
2 支出総額	27,737
3 支出の内訳	
経常経費	27,737
備品・消耗品費	27,737

**池田孝次後援会**

報告年月日 28.03.24(28.03.24解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**泉原やすじ後援会**

報告年月日 28.08.22(28.08.22解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**伊藤たかえ後援会**

報告年月日 28.12.19(28.12.17解散)

1 収入総額	1,932,000
本年收入額	1,932,000
2 支出総額	1,932,000
3 本年收入の内訳	
寄附	460,000
政治団体分	460,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,472,000
その他の催物事業	1,472,000
4 支出の内訳	
政治活動費	1,932,000
機関紙誌の発行その他の事業費	1,932,000
その他の事業費	1,932,000
5 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
公明党兵庫県本部	460,000 神戸市中央区

**稲田あつし後援会**

報告年月日 28.03.24(28.03.01解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**WAVE！！の会**

報告年月日 28.03.14(28.03.14解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**植村満後援会**

報告年月日 28.04.14(28.03.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**大上いそ松後援会**

報告年月日 28.02.12(28.02.12解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**おぎのひろし後援会**

報告年月日 28.12.16(28.12.05解散)

1 収入総額	25,352
前年繰越額	15,352
本年收入額	10,000
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
寄附	10,000
個人分	10,000
4 寄附の内訳	



〔個人分〕

年間5万円以下のもの 10,000

**小田毅後援会**

報告年月日 28.03.15(28.03.14解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**かつつつねひさ後援会**

報告年月日 28.09.09(28.09.04解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**活力ある尼崎をつくる会**

報告年月日 28.03.07(28.03.07解散)

1 収入総額	305,521
前年繰越額	305,494
本年收入額	27
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
その他の収入	27
一件10万円未満のもの	27

**活力ある兵庫をつくる会**

報告年月日 28.02.29(28.02.29解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**岸田昇後援会**

報告年月日 28.12.06(28.12.04解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**木村嘉三郎を応援する会**

報告年月日 28.01.19(28.01.17解散)

1 収入総額	17,623
前年繰越額	17,623
2 支出総額	0

**清地秀美後援会**

報告年月日 28.03.22(28.03.18解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**キラリ！明石の会**

報告年月日 28.09.28(28.09.13解散)

1 収入総額	1,545,033
前年繰越額	1,544,886
本年收入額	147
2 支出総額	1,545,033
3 本年收入の内訳	

その他の収入	147
一件10万円未満のもの	147
4 支出の内訳	
政治活動費	1,545,033
機関紙誌の発行その他の事業費	21,600
宣伝事業費	21,600
寄附・交付金	1,523,433
<b>久保宗一後援会</b>	
報告年月日 28.08.30(28.08.30解散)	
1 収入総額	24,129
前年繰越額	24,129
2 支出総額	12,864
3 支出の内訳	
経常経費	12,864
事務所費	12,864
<b>河野照代後援会</b>	
報告年月日 28.04.18(28.04.18解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
<b>神戸障害者育生会</b>	
報告年月日 28.12.26(28.12.26解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
<b>幸友会</b>	
報告年月日 28.02.29(28.02.29解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
<b>こせき健二後援会</b>	
報告年月日 28.11.30(28.11.30解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
<b>こんどう秀子後援会</b>	
報告年月日 28.12.06(28.11.30解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
<b>末澤正臣後援会</b>	
報告年月日 28.02.23(28.01.31解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
<b>政策協議会</b>	
報告年月日 28.03.31(28.03.31解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

**世良俊彦後援会**

報告年月日 28.11.04(28.10.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**たいまつ**

報告年月日 28.12.26(28.12.26解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**たじ裕規後援会**

報告年月日 28.02.19(28.01.20解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**多田みつひろ後援会**

報告年月日 28.02.16(28.02.15解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**谷内さとしを支援する会**

報告年月日 28.09.15(28.08.27解散)

1 収入総額	2,319,003
前年繰越額	2,319,003
2 支出総額	2,319,003
3 支出の内訳	
政治活動費	2,319,003
寄附・交付金	2,319,003

**とくなが耕造を育てる会**

報告年月日 28.12.08(28.12.08解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**とだ徳一後援会**

報告年月日 28.12.05(28.12.01解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**富永ちひろ後援会**

報告年月日 28.03.14(28.03.10解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**ながとみ正彦政治経済研究会**

報告年月日 28.04.13(28.03.31解散)

1 収入総額	1,503,078
前年繰越額	1,503,078
2 支出総額	1,503,078
3 支出の内訳	

政治活動費	1,503,078
寄附・交付金	1,503,078

**ながとみ正彦後援会**

報告年月日 28.04.13(28.03.31解散)

1 収入総額	2,562,075
前年繰越額	1,058,997
本年收入額	1,503,078
2 支出総額	2,562,075
3 本年收入の内訳	
寄附	1,503,078
政治団体分	1,503,078
4 支出の内訳	
経常経費	163,166
人件費	30,000
光熱水費	13,833
事務所費	119,333
政治活動費	2,398,909
組織活動費	136,109
機関紙誌の発行その他の事業費	2,262,800
機関紙誌の発行事業費	2,062,800
その他の事業費	200,000
5 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
ながとみ正彦政治経済研究会	1,503,078 加古郡稲美町

**西村まさみを支援する兵庫の会**

報告年月日 28.08.01(28.07.31解散)

1 収入総額	27,275
前年繰越額	27,275
2 支出総額	27,275
3 支出の内訳	
経常経費	432
事務所費	432
政治活動費	26,843
寄附・交付金	26,843

**日本共産党堀之内みよし後援会**

報告年月日 28.12.22(28.12.22解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**橋本かずあき後援会**

報告年月日 28.08.19(28.08.19解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**はりま会**

報告年月日 28.03.31(28.03.24解散)

1 収入総額	14,315
前年繰越額	14,315

2 支出総額		0
<b>PRU神姫政治センター</b>		
報告年月日 28.03.30(28.03.30解散)		
1 収入総額		672,479
前年繰越額		672,418
本年收入額		61
2 支出総額		672,479
3 本年收入の内訳		
その他の収入		61
一件10万円未満のもの		61
4 支出の内訳		
政治活動費		672,479
寄附・交付金		672,479
<b>東灘区を元気にする会</b>		
報告年月日 28.12.05(28.12.01解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
<b>日村豊彦後援会</b>		
資金管理団体の指定期間 28.01.01～28.05.04		
報告年月日 28.06.17(28.06.17解散)		
1 収入総額		785,116
前年繰越額		27,352
本年收入額		757,764
2 支出総額		785,116
3 本年收入の内訳		
寄附		757,764
個人分		10,000
政治団体分		747,764
4 支出の内訳		
経常経費		744,485
人件費		489,900
光熱水費		42,985
備品・消耗品費		79,127
事務所費		132,473
政治活動費		40,631
組織活動費		40,631
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間5万円以下のもの	10,000	
〔政治団体分〕		
自由民主党兵庫県豊岡市第一支部	747,764	豊岡市
<b>兵庫・加西の未来を創る会</b>		
報告年月日 28.03.09(28.02.29解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0

**兵庫維新の会**

報告年月日 28.05.30(28.05.30解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**兵庫・加西・全力投球の会**

報告年月日 28.03.15(28.03.14解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**兵輪会**

報告年月日 28.02.29(28.02.29解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**福田正明後援会**

報告年月日 28.02.16(28.02.16解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**ふじい訓博をはげます会**

報告年月日 28.12.19(28.11.30解散)

1 収入総額	187,697
前年繰越額	34,697
本年收入額	153,000
2 支出総額	127,350
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(153人)	153,000
4 支出の内訳	
経常経費	63,530
光熱水費	12,880
備品・消耗品費	5,650
事務所費	45,000
政治活動費	63,820
組織活動費	29,000
機関紙誌の発行その他の事業費	28,500
機関紙誌の発行事業費	28,500
調査研究費	6,320

**富士谷香恵子後援会**

報告年月日 28.03.28(28.03.20解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**フレッシュ・アイ立石の会**

報告年月日 28.02.29(28.02.29解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**別府直後援会**

報告年月日 28.04.04(28.03.31解散)

1 収入総額	12,532
前年繰越額	12,532
2 支出総額	0
<b>松本勝雄後援会</b>	
報告年月日 28.03.02(28.02.29解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
<b>水野雅広後援会</b>	
報告年月日 28.09.13(28.09.09解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
<b>峰高正行後援会</b>	
報告年月日 28.03.31(28.03.31解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
<b>森ひろし後援会</b>	
報告年月日 28.04.20(28.03.31解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
<b>吉井稔を励ます会</b>	
報告年月日 28.10.20(28.10.20解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

### 人 事 委 員 会 規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 太田 和 成

#### 兵庫県人事委員会規則第3号

##### 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第2号の項中第1号を削除し、第2号を第1号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1条例第2条第1項第3号の項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 一般社団法人せとうち観光推進機構

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

### 教 育 委 員 会 規 則

兵庫県立美術館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

兵庫県教育委員会  
教育長 高 井 芳 朗

**兵庫県教育委員会規則第 4 号**

**兵庫県立美術館管理規則等の一部を改正する規則**

(兵庫県立美術館管理規則の一部改正)

第 1 条 兵庫県立美術館管理規則(昭和45年兵庫県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第13条第 1 号中「65歳以上」を「70歳以上」に改める。

別表第 1 熟覧の款中「260円」を「250円」に改め、同表撮影の款単色の項中「260円」を「250円」に改め、同款原色の項中「460円」を「450円」に改める。

別表第 3 持込み電気器具用コンセントの項中「260円」を「250円」に改める。

別表第 4 持込み電気器具用コンセントの項中「260円」を「250円」に改める。

別表第 5 熟覧の款中「260円」を「250円」に改め、同表撮影の款単色の項中「260円」を「250円」に改め、同款原色の項中「460円」を「450円」に改める。

(兵庫県立歴史博物館管理規則の一部改正)

第 2 条 兵庫県立歴史博物館管理規則(昭和57年兵庫県教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第11条第 1 号中「65歳以上」を「70歳以上」に改める。

別表撮影の款原色の項中「310円」を「300円」に改める。

(兵庫県立人と自然の博物館管理規則の一部改正)

第 3 条 兵庫県立人と自然の博物館管理規則(平成 4 年兵庫県教育委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第12条第 1 号中「65歳以上」を「70歳以上」に改める。

別表第 1 撮影の款原色の項中「310円」を「300円」に改める。

別表第 2 中「第 9 条関係」を「第10条関係」に改め、同表 2 の部持込み電気器具用コンセントの項中「260円」を「250円」に改める。

(兵庫県立奥猪名健康の郷管理規則の一部改正)

第 4 条 兵庫県立奥猪名健康の郷管理規則(平成 4 年兵庫県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表宿泊に利用する場合の款 1 室の定員の半数を超える人数で専用利用する場合の項中「820円」を「800円」に改め、同表宿泊以外の目的に利用する場合の款 1 人で専用利用する場合の項基準額の欄から 1 室の定員の半数を超える人数で専用利用する場合の項基準額の欄までを次のように改める。

1 人 1 回につき 300円
1 人 1 回につき 250円
1 人 1 回につき 200円

(兵庫県立南但馬自然学校管理規則の一部改正)

第 5 条 兵庫県立南但馬自然学校管理規則(平成 6 年兵庫県教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表金曜日、土曜日及び翌日が休日である日に利用する場合の款使用料(1 人 1 泊につき)の欄及び金曜日及び土曜日以外の日(翌日が休日でない日に限る。)に利用する場合の款使用料(1 人 1 泊につき)の欄を次のように改める。



円	円	円
750	750	950
600	750	950

(兵庫県立考古博物館管理規則の一部改正)

第6条 兵庫県立考古博物館管理規則(平成19年兵庫県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第11条各号列記以外の部分中「教育委員会が」の右に「本館の」を加え、同条第1号中「65歳以上」を「70歳以上」に改める。

別表撮影の款原色の項中「310円」を「300円」に改める。

(兵庫県立体育施設管理規則の一部改正)

第7条 兵庫県立体育施設管理規則(平成24年兵庫県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)テニスコートの款基準額の欄中「460円」を「450円」に改め、同部(2)照明設備の款基準額の欄中「210円」を「200円」に改め、同表2の部(2)駐車場の款基準額の欄中「820円」を「800円」に、「510円」を「500円」に改め、同部(2)体育設備及び器具等の款体操競技の項基準額の欄中「510円」を「500円」に、「310円」を「300円」に改め、同款テニス用支柱(ネットを含む。)の項基準額の欄及びバレーボール用支柱(ネットを含む。)の項基準額の欄中「510円」を「500円」に改め、同款バドミントン用支柱(ネットを含む。)の項基準額の欄及び卓球台(ネットを含む。)の項基準額の欄中「310円」を「300円」に改め、同款審判台の項基準額の欄及び得点板の項基準額の欄中「210円」を「200円」に改め、同款24秒・30秒ルール装置の項基準額の欄中「510円」を「500円」に改め、同部(2)その他の設備及び器具等の款持込み電気器具用コンセントの項基準額の欄中「260円」を「250円」に改め、同款冷房(格技室A)の項基準額の欄及び冷房(格技室B)の項基準額の欄中「720円」を「700円」に改め、同款暖房(格技室A)の項基準額の欄及び暖房(格技室B)の項基準額の欄中「620円」を「600円」に改め、同表3の部ヨットの款基準額の欄中「930円」を「900円」に、「820円」を「800円」に、「620円」を「600円」に、「410円」を「400円」に、「360円」を「350円」に改め、同部カヌーの款基準額の欄中「460円」を「450円」に、「360円」を「350円」に改め、同部ボートの款基準額の欄中「720円」を「700円」に、「460円」を「450円」に改め、同部備考の欄中「10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改め、同表5の部(1)得点板の款基準額の欄中「210円」を「200円」に改め、同部(1)タイマーの款基準額の欄中「510円」を「500円」に改め、同部(1)持込み電気器具用コンセントの款基準額の欄中「260円」を「250円」に改め、同部(2)実技に関する講座の款錬成コースの項基準額の欄中「460円」を「450円」に改め、同部(2)実技以外に関する講座の款基準額の欄中「930円」を「900円」に改め、同部(2)備考の欄中「10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

兵庫県教育委員会  
 教育長 高 井 芳 朗

**兵庫県教育委員会規則第5号**

**公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則**

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表へき地学校の款1級の項中丹波市の目を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



指導力向上を要する教員の認定等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

兵庫県教育委員会  
教育長 高 井 芳 朗

**兵庫県教育委員会規則第 6 号**

**指導力向上を要する教員の認定等の手続に関する規則の一部を改正する規則**

指導力向上を要する教員の認定等の手続に関する規則（平成20年兵庫県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条、第 2 条第 2 号及び第 5 条第 1 項中「第25条の 2」を「第25条」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1 日から施行する。

**教 育 委 員 会 公 告**

**落札者等の公示**

一般競争入札における落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年 3月31日

契約担当者  
兵庫県立図書館長 善 部 修

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
平成29年度兵庫県立図書館図書配送単価契約一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県立図書館 明石市大明石町 2 丁目 1 ー 29
- 3 落札者を決定した日  
平成29年 2月21日
- 4 落札者の名称及び住所  
日本郵便株式会社神戸中央郵便局 神戸市中央区栄町通 6 ー 2 ー 1
- 5 落札金額  
459円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成29年 1月10日

**公 安 委 員 会 規 則**

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰 馬 章 夫

**兵庫県公安委員会規則第 4 号**

**兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 2 市道（神戸市）の部中

「

灘浜住吉川線	神戸市灘区新在家南町 5 丁目 52 番から同市東灘区御影本町 1 丁目 173 番 25 まで
--------	--

を  
「

灘浜住吉川線	神戸市灘区新在家南町 5 丁目 52 番から同市東灘区魚崎西町 1 丁目 399 番 5 まで
住吉川浜魚崎線	神戸市東灘区魚崎南町 3 丁目 740 番 2 から同市東灘区魚崎西町 1 丁目 399 番 5 まで

に改め、同表市道（三木市）の部に次のように加える。

小林中線	三木市別所町小林字ロハメ谷 481 番 1 から同市別所町小林字ロハメ谷 559 番 1 まで
------	---

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

## 公 安 委 員 会 告 示

### 兵庫県公安委員会告示第96号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年 3月31日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

#### 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

##### (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）

##### (2) 実施日

###### ア 新規取得講習

平成29年 5月10日（水）から同月18日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間

###### イ 追加取得講習

平成29年 5月15日（月）から同月18日（木）までの4日間

##### (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番12号 三宮ビル東館 8 階教育センター

##### (4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、5月18日（木）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

#### 2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。

#### 3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

##### (1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第

4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習共に平成29年4月10日（月）から同月21日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(8) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(9) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(10) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(11) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(8) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(9) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(10) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(f) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166



兵庫県公安委員会告示第97号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき申請された次の指定講習機関の特定講習の廃止を許可したので、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成29年 3月31日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰馬章夫

1 指定講習機関の名称、所在地及び代表者の氏名

名 称	所 在 地	代表者の名前
有限会社 丹波自動車教習所	丹波市氷上町横田5番地	番 所 利 行

2 特定講習を行う事務所の名称

丹波自動車教習所

3 特定講習の種別

普通免許に係る初心運転者講習

4 廃止年月日

平成29年 3月31日